

## 関市観光プロモーション動画制作・情報発信業務 プロポーザル審査要領

### 1 目的

この要領は、岐阜県関市（以下、「本市」という。）が実施する「関市観光プロモーション動画制作・情報発信業務」（以下、「本業務」という。）の委託に係る受託候補者を選定するために行うプロポーザル審査について、必要な事項を定めるものである。

### 2 審査方法

- (1) 審査は、本市が別に設置する「関市観光プロモーション動画制作・情報発信業務委託先選定委員会」（以下、「委員会」という。）において、本プロポーザル参加者（以下、「参加者」という。）から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションを踏まえ、資料2「提案書等評価基準」に基づき審査をする。

委員会の委員は、評価項目ごとに評価及び採点を行う。

なお、参加者が1者のみであった場合においても、本プロポーザルは成立するものとするが、委員会において審査を実施し、本業務を実施するに相応しいか否か評価する。

- (2) 各委員が付した点数を参加者ごとに合計し、総得点が最も高かった者を業務受託候補者として選定する。

なお、総得点が同点の場合には、委員ごとの合計点の上位3者までに1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点の順位点を加えることとし、順位点を加えた総得点の高い者を上位者とする。順位点を加えた総得点と同数の場合には、委員において合議の上、順位を決定するものとする。

- (3) プレゼンテーションは、次のとおり行う。

- ① 当日の出席者は、説明者及び質問への対応者を含む合計2名以内とする。
- ② 提出した提出書類とは別の資料等を新たに提出することは認めない。ただし、プレゼンテーションで使用するパワーポイント画面のコピー資料は除く。
- ③ プレゼンテーションにパワーポイントを使用する場合は、使用するデータを保存したパソコンを持参すること。スクリーン（80インチまたは100インチ）、プロジェクター、ケーブル（D-sub 15pin 10m/HDMI 3m）は関市（観光課）で用意する。
- ④ プレゼンテーションは非公開で行う。
- ⑤ プレゼンテーションの順番は、提出書類の受付が最も遅かった者から順とする。
- ⑥ プレゼンテーションは、1者当たり25分（説明20分、質疑応答5分）とする。

- ⑦ プレゼンテーションの開催日等の詳細は、プレゼンテーション参加者が確定後、改めて文書にて通知する。

### 3 業務受託候補者の決定

- (1) 本市は、委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。受託候補者との委託契約締結に当たっては、提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、本市と受託候補者とが提案内容に沿って契約内容について協議及び調整を行った上で、双方合意に基づき随意契約を締結することとする。
- (2) 審査結果は、受託候補者が決定した後、速やかにプロポーザル参加者全員に対して書面により通知すると共に、本市ホームページ上にて公表する。  
また、審査結果の公表に当たっては、受託候補者の名称及び参加者の評価項目ごとの評価点数の合計を公表する。ただし、受託候補者以外の参加者名及び審査委員名は公表しない。公表時期は令和3年5月下旬を予定している。
- (3) 審査結果に関する講評は公表しない。
- (4) 審査の過程及び講評に関する問い合わせには一切答えない。
- (5) 審査結果に対する異議は認めない。
- (6) 第1順位の受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点の者と契約交渉を行うこととする。